



[様式第3号]

資料提供年月日	令和4年5月10日	
問い合わせ先	課名	監査事務局
	電話	直通 803-1552 内線 4564, 4567
担当者	職名・氏名	課長 吉川 乃
	職名・氏名	課長 山野井 一喜

広 報 連 絡

1 件 名

定期監査の結果及び指摘事項に対する改善措置状況を公表しました

2 概 要

(1) 令和4年3月実施定期監査の結果について

① 監査の対象及び範囲

政策局政策部政策企画課ほかの部署において、令和3年4月1日から令和4年1月31日までに執行された収入事務及び支出事務等

② 監査の期間

令和4年3月1日から令和4年3月31日まで

③ 監査の結果

報告書「4 監査の結果」に記載

(2) 指摘事項に対する改善措置状況について

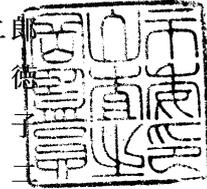
① 令和3年11, 12月実施定期監査分（岡山っ子育成局保育・幼児教育部
就園管理課）

岡山市監査委員公表第16号

地方自治法第199条第4項の規定に基づく令和4年3月実施定期監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により公表する。

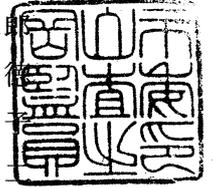
令和4年5月9日

岡山市監査委員 重 松 浩二
同 土 居 幸
同 中 原 淑
同 吉 本 賢



岡山市長 大森雅夫様

岡山市監査委員 重松浩二
同 土居幸徳
同 中原淑子
同 吉本賢一



定期監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づく令和4年3月実施定期監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により提出します。

記

1 監査の対象及び範囲

政策局	政策部	政策企画課 事業政策課
総務局		新庁舎整備課
市民協働局	市民協働部	市民協働企画総務課 SDGs・ESD推進課
環境局	環境部	環境企画総務課 岡南事業所 西大寺事業所
産業観光局	商工部	経済企画総務課 産業政策課 産業振興・雇用推進課

前記の課等において、令和3年4月1日から令和4年1月31日までに執行された収入事務及び支出事務等

2 監査の実施場所及び期間

監査委員室
令和4年3月1日から令和4年3月31日まで

3 監査の着眼点及び実施内容

令和3年度に執行された財務に関する事務等が、法令等にのっとり適正に行われているか

どうかを主眼とし、抽出した関係書類について、岡山市監査基準に準拠して証憑突合、質問等の手法により監査を実施した。

4 監査の結果

監査した結果、次のとおり一部に改善を要する事項が認められたので、それぞれ必要な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。

その他については、改善済みのもの及び今後の処理方法を指導した軽易な事項はあったが、おおむね適正に処理されていた。

なお、改善済みのもの及び今後の処理方法について指導した軽易な事項は、記述を省略した。

(1) 収入事務について

ア 令和4年1月31日現在、滞納繰越分の収入未済額が、勤労者福祉センター使用料において14万円(収納率15.2%)、勤労者福祉センター関係徴収金において48万円余(収納率3.9%)認められた。

これらについては、分納により収納されているが、引き続き解消に努力されたい。

(産業振興・雇用推進課)

【資料】

産業振興・雇用推進課

収 入 状 況

(令和4年1月31日現在)

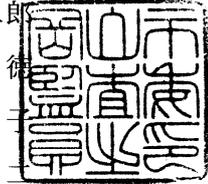
節	細 節	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
労働使用料	勤労者福祉センター使用料(滞納繰越分)	円 165,000	円 25,000	円 140,000	% 15.2
労働費雑入	勤労者福祉センター関係徴収金(滞納繰越分)	509,040	20,000	489,040	3.9

岡山市監査委員公表第17号

監査結果報告における指摘事項の改善措置状況について、別紙のとおり通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により公表する。

令和4年5月9日

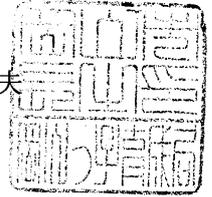
岡山市監査委員	重	松	浩二郎
同	土	居	幸徳
同	中	原	淑三
同	吉	本	賢三



岡 就 第 8 9 2 号
令和4年 3月29日

岡山市監査委員 様

岡山市長 大 森 雅 夫



定期監査の指摘事項の改善措置状況について（通知）

令和3年11, 12月実施定期監査における指摘事項について、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。



定期監査の指摘事項の改善措置状況（令和3年11、12月実施分）

就園管理課

【指摘事項】

収入事務について

令和3年9月30日現在、滞納繰越分の収入未済額が、延長保育事業認定こども園使用料において2万円余（収納率42.1%）、延長保育事業保育所使用料において12万円余（収納率16.6%）、幼稚園授業料において245万円余（収納率1.6%）認められました。

今後とも、これらの解消に格段の努力をしてください。

なお、現年度分のあるものについては、滞納繰越を生じないように要望します。

【改善措置状況】

滞納繰越分の収入未済について

郵送による文書催告のほか、在園児等には園長による催告を実施する等の措置を講じた結果、延長保育事業認定こども園使用料及び幼稚園授業料の収入未済額・収納率（令和4年2月28日現在）を改善することができました。今後も粘り強く催告を行い、収納率の向上に努めてまいります。

なお、現年度分につきましても、園長から保護者への働きかけにより口座振替を推進し収納向上に努めるほか、納期限を経過している者には速やかに督促等の必要な措置を講じ、滞納繰越が生じないように努めてまいります。

(参考)

(令和3年9月30日現在)

節	細 節	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
児童福祉使用料	延長保育事業認定こども園 使用料(滞納繰越分)	円 47,500	円 20,000	円 27,500	% 42.1
	延長保育事業保育所使用料 (滞納繰越分)※	150,200	25,000	125,200	16.6
幼稚園使用料	幼稚園授業料(滞納繰越分)	2,498,700	39,150	2,459,550	1.6

(令和4年2月28日現在)

節	細 節	調定額	収入済額	収入未済額	収納率
児童福祉使用料	延長保育事業認定こども園 使用料(滞納繰越分)	円 47,500	円 25,000	円 22,500	% 52.6
	延長保育事業保育所使用料 (滞納繰越分)※	150,200	22,500	127,700	15.0
幼稚園使用料	幼稚園授業料(滞納繰越分)	2,498,700	57,400	2,441,300	2.3

※延長保育事業保育所使用料の滞納繰越分から現年度分に歳入更正をしたため、9月末時点の収入済額から2,500円減少。

注意事項

講評を受けた事項については、受けた日から3ヶ月を目途に「指摘事項の改善措置状況の通知」を監査委員宛に報告してください。